

## ふるさと定着促進補助金 対象者チェックシート

### 以下の7項目すべてに該当すること。

- 大学、短大、専修学校専門課程に在籍していた。
- 日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けた。 ※1
- 平成27年度中に、奨学金を返還した実績がある。(年賦、半年賦、月賦)
- その奨学金は、返還期間が通算9年以上ある。
- 昨年度中から現在まで引き続き白川町に住所があり、実際に居住している。
- 転勤等により、一時的に白川町に住民登録し居住しているのではない。
- 町税等を滞納していない。

すべてYes

No

対象者でない

### いずれかに該当すること。

- H26.4月1日以降に奨学金の返還を始めた。
- // 以降に白川町に住民登録した。

yes

対象者

通算で10年間を限度に補助金交付

H28年度からならH37年度までが対象

No

### 両方に該当すること。

- H26.3月31日以前から住民登録がある。
- S61.4月2日以降に生まれた。(H28.4月1日現在、30才未満である)

yes

対象者

開始年齢にかかわらず29才までが対象者です。

30才になる年度から対象者でなくなる

No

対象者でない

交付申請は、毎年必要です。添付書類は次のとおり

- 奨学金貸与機関が奨学金を貸与していることを証明できる書類
- 返還金額がわかるもの(通帳の写し、貸与機関発行の証明書など)
- 勤務先を証するもの(保険証など)

対象者は、交付申請してください

年間 最大12万円

※2

※1 日本学生支援機構以外の奨学金でも対象になる場合がありますので、企画課まで問い合わせて確認してください。

※2 前年度(奨学金を返還した年度)の途中で白川町に住民登録した場合は、前年度中の返還金額×居住月数/12 となります。居住月数が1月に満たない月は切捨て 1円未満の端数は切り捨て